

# 【50解説文】郡制施行準備（明治二十九年：一八九六）（表紙）（A）

「明治二十九年一月

知事交迭事務引継書

永年保存（朱印）

知事官房

## 郡制施行準備

本県ニ於テハ、明治廿四年度ヨリ郡制実施ノ目

（本県に於いては、明治二十四年度より郡制実施の目）

的ヲ以テ、先ツ郡ノ分合ヲ為ントシ、夫々郡長ノ  
（的を以（もつ）て、先（ま）づ郡の分合（ぶんごう）を為（な）さんとし、  
夫々（それぞれ）郡長の）

意見ヲ徵シ、西群馬郡高山村ヲ吾妻郡へ、吾  
（意見を徵し、西群馬郡高山村を吾妻郡へ、吾）

妻郡久賀村ヲ利根郡へ、南甘楽郡ヲ二分シ、  
（妻郡久賀村を利根郡へ、南甘楽郡を二分し、）

西部ヲ甘楽郡へ、東部ヲ多埜郡へ編入シ、行  
（西部を甘楽郡へ、東部を多埜郡へ編入し、行）

政上ノ区域ヲ更メ、施政ノ便ヲ謀ラント欲シ（別紙）

（政上の区域を更（あらた）め、施政の便を謀（はか）らんと欲し（別紙））

第一表ノ如シ）、郡ノ区域変更ノ義ヲ主務大臣ニ  
（第一表の如し）、郡の区域変更の義を主務大臣に）

具申セリ、然ルニ主務大臣ニ於テハ、南甘楽郡ヲ  
（具申せり、然（しか）るに主務大臣に於いては、南甘楽郡を）

挙テ多野郡ニ編入シ、其他ハ從前ノ区域ニ依

（挙げて多野郡に編入し、其（そ）の他は從前の区域に依（よ））

ルコト、セラレタリ（別紙第二表ノ如シ）、爾後更ニ前両

（ることとせられたり（別紙第二表の如し）、爾後（じご）更に前両）

村郡ノ所属組替之義ヲ再上申シタリ、明治

（村郡の所属組み替えの義を再上申したり、明治）

二十六年十一月中、内務大臣ハ訓第七二二号ヲ以  
（二十六年十一月中、内務大臣は訓第七二二号を以

テ、郡分合ニ郡制施行上ノ件ニ付、意見上申  
（て、郡分合並びに郡制施行上の件に付、意見上申）

スヘキ旨、内訓セラレタルヲ以テ、夫々意見開陳シ、殊ニ  
（すべき旨、内訓せられたるを以て、夫々意見開陳（かいちん）し、殊（こと）  
に）

高山村并ニ久賀村、郡ノ所属組替之義ハ、兼テ

（高山村並びに久賀村、郡の所属組み替えの義は、兼（かね）て）

上申セシ通採用セラレン事ヲ具申シ、併テ郡制

（上申せし通り採用せられん事を具申し、併（あわ）せて郡制）

実施ノ延期ヲ望ム旨ヲ開陳セリ、是畢竟町

（実施の延期を望む旨を開陳せり、是（これ）畢竟（ひつきょう）町）

村制実施以来、日尚ホ浅ク、稍モスレハ紛争ヲ生

（村制実施以来、日尚（な）お浅く、稍（やや）もすれば紛争を生）

スルノ景況アリシ一由ル、則チ本制施行準備ニ付テノ

（ずるの景況ありしに由（よ）る、則（すなわ）ち本制施行準備に付ての）

沿革、大略前陳ノ如シ、然レトモ具申ノ後、郡名等ニ就

（沿革、大略前陳の如し、然れども具申の後、郡名等に就（つ））

キ多少更正シタルモノアリテ、目下郡ノ分合区域及名

（き多少更正したるものありて、目下（もつか）郡の分合区域及び名）

称ハ別紙第三表ノ如シ有レ之候

（称は別紙第三表の如し）

（第一～第三表、省略）